

魚津市告示第97号

地域中核病院受診者に対する市民バス使用料等減額事業実施要綱の一部改正について

地域中核病院受診者に対する市民バス使用料等減額事業実施要綱（令和5年魚津市告示第53号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(事業の実施)</p> <p>第2条 市長は、地域中核病院受診者の利便性向上並びに魚津市民バス（魚津市民バス運行条例（平成18年魚津市条例第27条）に規定するものをいう。以下同じ。）及びチョイソコウおづ（<u>魚津市予約式乗合交通運行条例（令和8年魚津市条例第3号）</u>に規定するものをいう。以下同じ。）（以下「市民バス等」という。）の利用促進を図るため、魚津市民バス運行条例施行規則（平成18年魚津市規則第31条）第3条第2号及び<u>魚津市予約式乗合交通運行条例施行規則（令和8年魚津市規則第12号）第9条第2号</u>の規定に基づき、受診者が地域中核病院を受診するために利用する魚津市民バスの往路使用料及びチョイソコウおづの往路利用料（以下「市民バス使用料等」という。）の全額を減額するものとする。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和11年3月31日</u>限り、この効力を失う。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(事業の実施)</p> <p>第2条 市長は、地域中核病院受診者の利便性向上並びに魚津市民バス（魚津市民バス運行条例（平成18年魚津市条例第27条）に規定するものをいう。以下同じ。）及びチョイソコウおづ（<u>魚津市A I オンデマンド交通実証運行事業実施要綱（令和7年魚津市告示第180号）</u>に規定するものをいう。以下同じ。）（以下「市民バス等」という。）の利用促進を図るため、魚津市民バス運行条例施行規則（平成18年魚津市規則第31条）第3条第2号の規定に基づき、受診者が地域中核病院を受診するために利用する魚津市民バスの往路使用料及びチョイソコウおづの往路利用料（以下「市民バス使用料等」という。）の全額を減額するものとする。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。